

16. 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校生徒が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない。学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、生徒や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。しかし、一度いじめが起これば、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた生徒、傍観していた生徒も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることになります。

本校では「いじめは人間として絶対に許されない」という教職員の共通認識を持ち、「いじめを見逃さない学校づくり」を進めます。いじめの実態把握を計画的に行い、迅速に対応する組織づくりを進めるとともに、学校教育目標に「互いに認め合い、思いやる心豊かな生徒の育成」を掲げ、教育活動全体を通して、道徳・人権教育の充実を図り、子どもたちに自己を大切に、他を思いやる心を育み、子ども自らが、いじめに対する正しい認識と行動力を持てるように指導していきます。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、いじめ防止に向けて学校全体で取り組みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法 第2条）と定義しています。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 目的

いじめ防止にかかわるさまざまな取組みの中心となり、いじめ防止に取り組めます。

(3) 構成員

学校長、教頭、支援教育コーディネーター、児童・生徒支援コーディネーター、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭等

※必要に応じて外部専門家（SC、SSW、CSW、学校医等）をメンバーに加えます。

(4) 役割

【未然防止】

・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割。

【早期発見・事案対処】

・いじめの相談、通報を受ける窓口としての役割

- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・ 緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、および関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・ いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施する役割。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組み】

- ・ 取組みの実施や年間計画の作成、実行、検証、修正を行う役割。
- ・ 年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画、運営する役割。
- ・ 学校いじめ基本方針について点検、見直しを行う役割。（PDCAサイクル）

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校でのさまざまなストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切に感じる感性や意欲・態度を育てる道徳・人権教育の充実を図るとともに、さまざまな要因から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、生徒一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながりを見ることができるよう学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができると考えています。

そのために、本校では、以下のような取組みを進めます。

【規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくり】

- ・ 授業のながれや姿勢を示す「学びのプロセス」や「4つの共通実践」をすすめることで、主体的・協働的に参加できる授業に取り組む。
- ・ 自己肯定感や自己有用感を育む生徒主体の学級活動や学年・学校行事をめざす。

【命の大切さ、心の問題、仲間意識、他者理解を進める道徳教育・人権教育の取組み】

- ・ 危機的状況に対応するために適切な援助希求行動や命の教育に取り組む。
- ・ 外部の専門家を招いての講演会や外部講師を招いての授業を取り入れる。
- ・ ストレスマネジメントなどの取組みを通して、自分をコントロールすることを学ばせる。
- ・ 差別や偏見を防ぎ、思いやりや優しさの気持ちが広がるよう取り組む。
- ・ 教職員の人権意識を育む校内研修を実施する。

【教職員、生徒、保護者、地域を合わせた明るい学校づくり】

- ・ 教職員と生徒会・学年協議会・専門委員会が力を合わせて行事に取り組む。
- ・ 校区の小学校との連携を大切にしていく。
- ・ PTA活動の活発化を図り、地域との連携をはかっていく。
- ・ 生指だよりや学年だより、学校だよりによる啓発。

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏

感に感じとる必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取組みを進めます。

【小学校との連携】

- ・小学校からの申し送り、聞き取りを周知徹底する。
- ・小中連絡会で個々の生徒について検証する。

【生活アンケートの実施】

- ・学期に1回アンケートを実施し、回答については、いじめ防止対策委員会で検証する。

【相談活動】

- ・家庭訪問、三者懇談、教育相談等で、本人及び保護者から担任が話を聞く。
- ・班長会議や学年協議会での発言や班ノートの記載に注意をはらう。
- ・「スクリーニングシート」を活用し、早期発見・早期対応をはかる。
- ・養護教諭への相談については、担任及びいじめ防止対策委員会で把握する。
- ・スクールカウンセラーとの連携をはかる。
- ・「すこやかダイヤル」「子ども家庭相談室」「24時間子どもSOSダイヤル」「SOSミニレター」等、各機関、団体が実施するいじめに関する電話相談機関を周知する。

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの生徒への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組みにつなげていくことも大切です。生徒の気持ちを受け止めて、的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることになります。

そのため、本校では以下のような取組みを進めます。

【いじめ防止対策委員会】 週に1回実施

- ・週1回行われる校内支援委員会においても、各学年の情報交換、共有を行い、いじめの把握に努める。深刻な事象であると判断した場合は、緊急に会議を行う。
- ・いじめ防止対策委員会は、必要に応じて、担任、クラブ顧問等が加わることがある。
- ・対応にあたっては、子どもの主体性を尊重するとともに、まず子どもの話を十分に聞き、保護者と連携して対処する。

※いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件を満たされている必要がある。

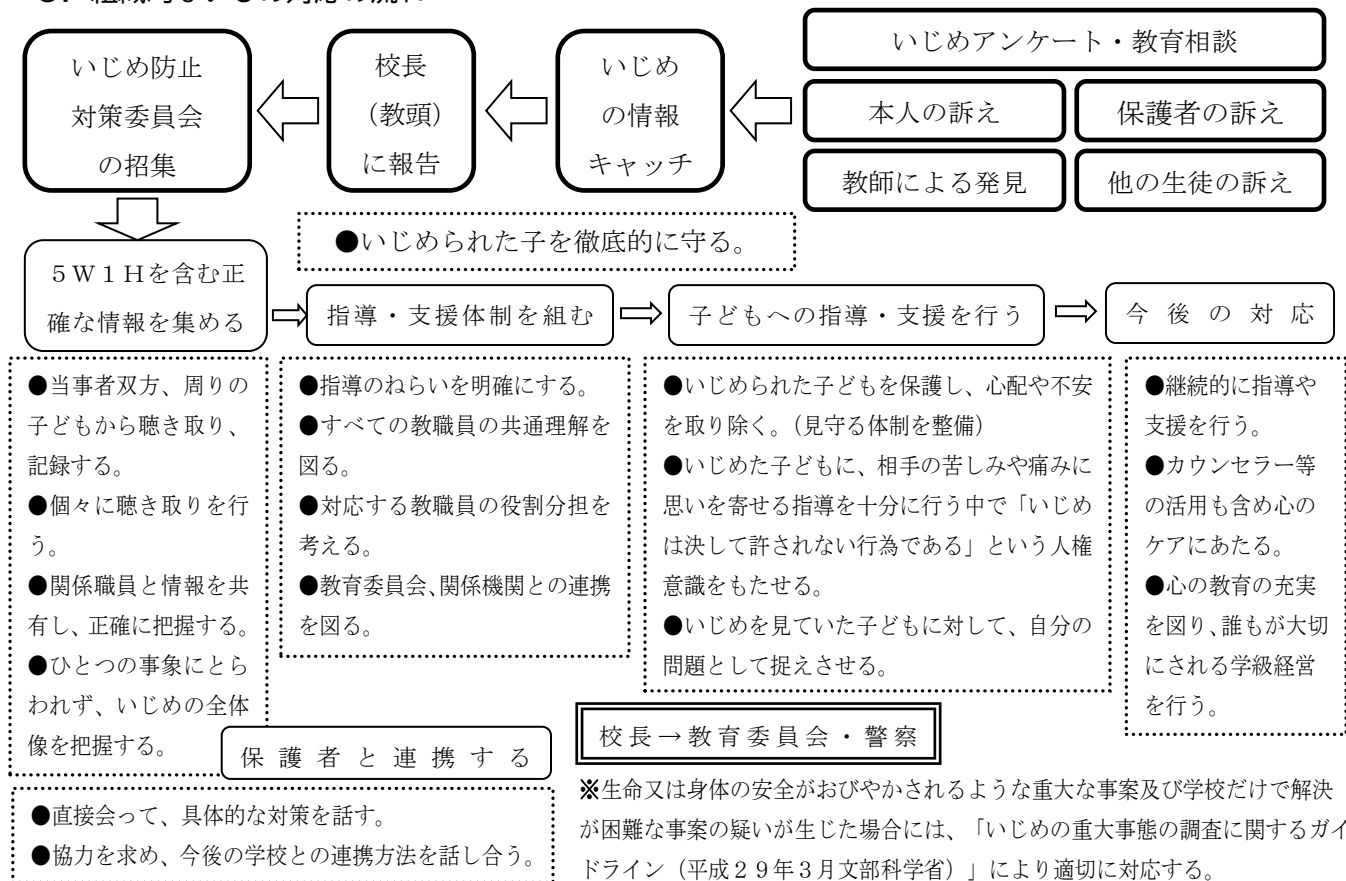
- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

7. 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	ルール学習 学級作り	体育祭取組み	SNS トラブル予 防教育	LGBT 講演 安全教育		校外学習の取組み	作品展示会取組 み	平和学習 障がい理解教育 多文化共生教育	薬物乱用防止教育 安全教育			命の授業 助産師の講演
	← 構成的エンカウンター →											
2年	学級・班作り	体育祭取組み	SNS トラブル予 防教育	少年犯罪被害者 当事者の会講演 安全教育		校外学習の取組み 職場体験	作品展示会取組 み	平和学習 障がい理解教育 多文化共生教育	性教育 安全教育			
	← 構成的エンカウンター →											
3年	学級・班作り	修学旅行の取組み 体育祭取組み	SNS トラブル予 防教育	性教育 安全教育			作品展示会取組 み	平和学習 障がい理解教育 多文化共生教育	安全教育			卒業式の取 組み
	い じ め 防 止 対 策 委 員 会 の 開 催 (通年＝月1回、生徒指導担当者会は週1回)											
	道徳科の授業を使った「いじめを許さぬ生き方」「生命の尊重」「個性・立場の尊重」「差別・偏見の克服」の観点からの取組み											
全 体	家庭訪問 道徳研修 授業参観	家庭訪問 SOS の受け 取り方研修	生活アンケート 小中合同研 修会	三者懇談 小中放課後 学習会	人権研修 小中合同研 修会	授業参観	生活アンケート 校内研修	二・三者懇談 小中合同研 修会 小中放課後 学習会	三者懇談	生活アンケート 小中合同研 修会		小中連絡会 (組分け)

・PDCAサイクルについて
いじめ防止対策委員会は、各学期の終わりなどに検討会議を開催し、取組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行います。

8. 組織的ないじめ対応の流れ



9. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月 文部科学省）に基づき、適切に対応し、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。